

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見 (たたき台)

赤：委員意見関連 青：市長意見関連 黒：事務局意見

1 事業特性

- 現在稼働中の廃棄物焼却施設が老朽化したことから、別の場所に廃棄物焼却施設を設置する計画（以下、「新設施設」）である。
- 新設施設は、ストーカ炉方式を採用し、1日当たりの処理能力は156t（78t×2炉）である。
- リサイクル処理施設（1日当たりの処理能力は10t）が廃棄物焼却施設と同一の工場棟内に設置され、粗大ごみ及び不燃ごみを処理する。
- プラント排水及び生活排水は、下水排除基準を満足した上で下水道へ放流する。雨水排水は神崎川を經由し印旛沼に流入する。
- ごみ処理の過程で発生した熱は、蒸気、温水及び電気として、新設施設及び対象事業実施区域（以下「事業区域」）の南側に計画されている「多機能な複合施設」で利用するとともに、余剰電力は売電する計画である。

2 地域特性

- 事業区域は山林及び畑地に囲まれた台地に位置し、西側には谷津田が存在する。
- 本事業とは別事業として、事業区域の西側に収集運搬車両の搬入ルートとなる将来市道の整備が、また、事業区域の南側に廃熱エネルギーを最大限活用する「多機能な複合施設」の整備がそれぞれ計画されている。
- 事業区域の近傍には、主要な景観資源である新川千本桜や人と自然との触れ合いの活動の場である印旛沼自転車道等が存在する。
- 事業区域の周辺には、住宅や保育園、教育関係施設等の環境の保全への配慮を要する施設が存在する。
- 事業区域の周辺には、文献調査により、環境省レッドリストまたは千葉県レッドリストに掲載されている植物及び動物の生育・生息が確認されている。

- 事業区域の南東部には、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、水質改善対策を実施している印旛沼が存在している。

3 事業計画

- 事業区域に隣接して太陽光発電所が設置されていることから、できる限り太陽光発電に影響が出ない新施設の配置を検討すること。
- 排ガス処理設備について、バグフィルタを設置する計画であるが、バグフィルタのみではSO_x 及びNO_x 対策としては不十分であることから、バグフィルタ以外の排ガス処理設備の設置について検討すること。
- 悪臭対策について、ごみに接触する設備を具体的に示すとともに、ごみピット以外の受入供給設備に係る悪臭対策を明らかにすること。また、臭気対策として清掃等による清潔保持を加えること。
- 休炉時に稼働させる脱臭装置は十分な能力のものを使用すること。また、炉稼働時でも臭気が外部漏洩しないよう、必要に応じて脱臭装置の稼働を検討すること。
- 印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）では、雨水浸透を促進することとしていることから、雨水浸透施設の設置等について検討すること。
- 省エネルギー型の設備や車両の導入などを進めることにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。

4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般

- 環境保全措置の実施の方法について、千葉県環境影響評価技術細目（以下「技術細目」）及び千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料（以下「参考資料」）を踏まえ、具体的に記載すること。

(2) 大気質

- 施工時に係る資材又は機械の運搬及び供用時の排出ガス（自動車等）について、予測で使用するバックグラウンド濃度を一般大気測定局（印西高花測定局）とするとされているが、より現地の実態を反映していると考えられる現地調査結果を用いること。

- ダウンウォッシュ及びダウンドラフトについて、煙突及び建物の形状や位置を十分に考慮し、その発生状況を検討した上で、適切な手法により予測評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- 短期高濃度予測の対象について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時のそれぞれの事象の出現頻度を明らかにするとともに、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討すること。
- 拡散が起こりにくい強安定時には、事業区域の北西部に位置する高層住宅等において、短期的高濃度が生じるおそれがあることから、高層住宅等の高度を調査するとともに、大気拡散の予測時の特殊条件として、大気安定度の出現頻度を踏まえ、接地逆転層非貫通時についても追加すること。
- ばい煙又は粉じんの発生に係る評価について、千葉県環境目標値には短期的評価はないことから、評価基準から千葉県環境目標値を除くこと。
- 供用時に係る光化学オキシダントについて、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の発生が極めて少ない等の理由により、環境影響評価の項目として選定しないこととされているが、光化学スモッグ注意報の発令が比較的多い地域であることから、今後、予測技術等に進展があった場合には、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

（２）水質

- 水素イオン濃度の予測方法については、土壌沈降試験の結果等は用いないことから、修正すること。
- 土粒子の調査地点数について、参考資料の記述を踏まえ、複数地点を設定すること。

（３）騒音及び超低周波音並びに振動

- 超低周波音・低周波音の調査・予測・評価について、1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定等も併せて実施すること。
- 現況の道路交通騒音レベルの調査は、既設道路端で実施する計画であることから、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」ではなく、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」を参照すること。

○施設の供用に係る騒音の調査期間について、代表的な騒音の状況を把握できる平日の1日とされているが、技術細目を踏まえ、設定根拠及びその妥当性を明らかにすること。

○収集運搬車両による道路交通騒音及び道路交通振動の調査期間について、代表的な騒音及び振動の状況を把握できる平日の1日とされているが、車両が平日以外にも走行することから、平日以外にも調査を行うことを検討すること。

(4) 悪臭

○施設の供用に係る悪臭の調査地点について、事業区域周辺における悪臭発生施設の立地状況を把握し、その影響を踏まえ設定すること。

○拡散が起こりにくい強安定時には、事業区域の北西部に位置する高層住宅等において、高濃度が生じるおそれがあることから、高層住宅等の高度を調査するとともに、予測条件として、大気安定度の出現頻度を踏まえ、大気安定度不安定時及び接地逆転層非貫通時についても追加すること。

(5) 土壌

○施工時土壌調査地点について、埋蔵文化財調査を行った区域を示すとともに、「土壌・地下水に係る調査・対策指針運用基準」等を参考に、調査地点設定の妥当性を明らかにすること。

○土壌の調査について、既存の地質調査結果のうち使用する項目を具体的に記載するとともに、地歴の情報も踏まえて調査地点を設定すること。

○施工時における土壌調査について、施工時土壌調査（土壌汚染）の項目にダイオキシン類を追加し、適切に調査・予測・評価すること。

○施工時における予測結果の整理について、参照事例を踏まえて整理する項目を明らかにすること。

(6) 植物、動物、生態系

○事業区域に隣接して整備が計画されている将来市道及び「多機能な複合施設」が、事業区域内及びその周辺の植物・動物・生態系に影響することを踏まえた予測に必要な調査範囲を検討するとともに、適切に予測・評価を行うこと。

- 鳥類調査について、調査地域内の南側にラインセンサスのルートや及びポイントセンサスのポイントが設定されていない。同地域は耕作地が卓越しており、この環境に適応した鳥類が生息する可能性があることから、調査ルートや調査ポイントの追加を検討すること。

(7) 温室効果ガス等

- リサイクルセンターについても、温室効果ガスの排出源設備や活動が想定されている場合は、温室効果ガスの算定対象とすること。

5 その他

- 土壌の状況に係る事業区域周辺の形質変更時要届出区域2箇所について、地番を記載し、届出区域の位置を明確にすること。

以上